

非公募施設（指定の公表）

香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者

香川県聴覚障害者福祉センターについて、令和7年11月香川県議会での指定の議決を経て、次とおり指定管理者を指定しました。

1 指定管理者

(公社) 香川県聴覚障害者協会（高松市太田上町）

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

	事業計画	現 行
県からの年間委託料	(指定予定期間中の平均) 38,877千円	(指定期間(R3年4月～R13年3月)中の平均) 31,985千円

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

(2) その他利用者サービス向上策

- センターだよりやホームページ、協会発行の「聴障かがわ」での広報により、情報提供を効果的に実施し利用促進を図る。
- 毎年12月、1月をアンケート月間とし、利用者にアンケート調査を実施することにより、利用者のニーズに応じたサービスを提供する。
- センターの年間事業計画を年度前に利用団体に周知し、円滑かつ効率的に施設を利用できるように調整を行うほか、聴覚障害の特性を理解し、当事者の立場からきめ細やかに対応するなど利用者へのサービス向上を図る。

(3) 経費節減策

- 業務の効率的な執行により経費の節減を図る。
- 施設設備の適切な維持管理により管理コストの節減を図る。